

1 3 規則別表第1の5の項のキ及びクに掲げる事業（以下「風力発電所設置事業」という。）

環境要素の区分 (細区分)		影響要因の区分 (細区分)		工事の実施			土地又は工作物の存在及び供用	
				建設機械の稼働	資材及び機械の運搬 に用いる車両等の運行	造成等の施工による一時的な影響	地形改変及び施設の存在	施設の稼働
環境の自然構成要素の良好な状態及び評価されるべき環境要素の保持を旨として調査、予測及び評価されるべき環境要素	大気環境	大気質	窒素酸化物	○	○			
			粉じん等	○	○	○		
		騒音	騒音	○	○			○
		振動	振動	○	○			
		低周波音	低周波音					○
	水環境	水質	水の濁り	○		○		
		底質	有害物質等	○				
	土壌に係る環境その他の環境	地形及び地質	重要な地形及び地質				○	
		地盤	地盤及び斜面の安定性			○	○	
		その他の環境要素	電波障害				○	○
		風車の影					○	
生物の多様性の確保及び自然環境の体系的保全を旨として調査、予測及び評価されるべき環境要素	動物	重要な種及び注目すべき生息地（海域に生息するものを除く。）		○	○	○	○	○
		海域に生息する動物		○	○	○	○	
	植物	重要な種及び重要な群落（海域に生育するものを除く。）				○	○	
		海域に生育する植物				○	○	
	生態系	地域を特徴づける生態系		○	○	○	○	○
人と自然との豊かさを旨として調査、予測及び評価されるべき環境要素	景観	主要な眺望点及び景観資源並びに主要な眺望景観					○	○
	人と自然の触れ合いの活動の場	主要な人と自然との触れ合いの活動の場			○		○	○
環境への負荷の程度に及び予測されるべき環境要素	廃棄物等	廃棄物				○		
		建設工事に伴う副産物				○		
一般環境中の放射性物質の放出及び評価されるべき環境要素	放射線の量		○※	○※	○※			

備考

- 印は、各欄に掲げる環境要素が、影響要因の区分の項に掲げる各要因により影響を受けるおそれがあるものであることを示す。
- この表における「影響要因の区分」は、次に掲げる風力発電所設置事業における一般的な事業の内容を踏まえて区分したものである。
 - ア 車両や船舶により、工事に伴う資材及び機械の運搬を行う。
 - イ 建設機械を稼働し、造成工事及び建築物、工作物等の設置工事を行う。
 - ウ 造成等の施工として、樹木の伐採等、掘削、地盤改良、盛土等による敷地、搬入道路の造成、整地を行う。
 - エ 地形改変及び施設の存在として、地形改変等を実施し建設された風車を有する。
 - オ 施設の稼働として、風力発電の運転を行う。